

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	088180	玉穂下河東簡易郵便局	○	山梨県中央市下河東3052-23	-	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	128830	有明簡易郵便局	○	新潟県村上市有明625-8	○	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	238970	沼津鉄工団地簡易郵便局	○	静岡県沼津市足高294-11	-	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	業務変更	変更前	営業所	248820	東黒川簡易郵便局	○	岐阜県加茂郡白川町黒川1261-9	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	営業所	248820	東黒川簡易郵便局	○	岐阜県加茂郡白川町黒川1261-9	○	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	548240	津山山西簡易郵便局	○	岡山県津山市高野山西434-1	-	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	住居表示変更	変更前	営業所	718090	竜田出村簡易郵便局	○	熊本県熊本市北区龍田町弓削984	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	718090	竜田出村簡易郵便局	○	熊本県熊本市北区弓削2-3-37	-	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	業務変更	変更前	郵便局	777180	佐賀城北簡易郵便局	○	佐賀県佐賀市高木瀬東6-4-33	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	777180	佐賀城北簡易郵便局	○	佐賀県佐賀市高木瀬東6-4-33	-	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	契約解除	変更前	営業所	857840	青龍寺簡易郵便局	○	山形県鶴岡市青龍寺村下96	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.12.1	業務変更	変更前	営業所	977460	万字仲町簡易郵便局	○	北海道岩見沢市栗沢町万字仲町129-3	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	977460	万字仲町簡易郵便局	○	北海道岩見沢市栗沢町万字仲町129-3	○	○	○	×	○	○	-	
H29.12.1	業務変更	変更前	営業所	977730	岩見沢朝日簡易郵便局	○	北海道岩見沢市朝日町176-22	-	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	977730	岩見沢朝日簡易郵便局	○	北海道岩見沢市朝日町176-22	-	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.12.18	移転	変更前	営業所	077290	草川簡易郵便局	○	栃木県さくら市草川36-18	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	077290	草川簡易郵便局	○	栃木県さくら市草川22-9	-	○	○	×	○	○	-	
H29.12.18	移転	変更前	郵便局	817700	愛宕簡易郵便局	○	宮城県宮城郡松島町高城根崎57-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	817700	愛宕簡易郵便局	○	宮城県宮城郡松島町高城根崎12-3	-	○	○	○	○	○	-	
H29.12.29	契約解除	変更前	営業所	088410	鯉沢鬼島簡易郵便局	○	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢4611-3	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.12.30	契約解除	変更前	営業所	127700	中之俣簡易郵便局	○	新潟県上越市中ノ俣244-1	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.12.30	契約解除	変更前	営業所	517230	尾立簡易郵便局	○	広島県呉市倉橋町9957	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。